○国土交通省令第四十五号

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の一部の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第十条、同法第七十四条の五第三項及び第七十四条の六第三項において準用する同法第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項並びに同法第五十八条第二項及び第三項、第七十四条の五第一項、第七十四条の六第一項、第七十六条並びに第百四条の規定に基づき、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第六章　道路運送車両の検査等	第六章　道路運送車両の検査等
第一節　自動車の検査等（第三十五条の二―第四十九条の二十九）	第一節　自動車の検査等（第三十五条の二―第四十九条の二）
第二節・第三節　（略）	第二節・第三節　（略）
第七章～第八章　（略）	第七章～第八章　（略）
附則	附則
（自動車検査証の記載事項）	（自動車検査証の記載事項）
第三十五条の三　法第五十八条第二項前段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第三十五条の三**　自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一　自動車登録番号（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号。以下第四十九条の二第一項第一号イを除き同じ。）	一　自動車登録番号（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号）
二　車両識別符号（当該自動車を識別するために、国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）が付与するものをいう。）	二　車台番号
三　自動車検査証の交付年月日	三　自動車検査証の交付年月日及び有効期間の満了する日
（削る）	四　使用者の氏名又は名称及び住所（当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合にあつては、使用者及び所有者の氏名又は名称及び住所）
四～十三　（略）	五　使用の本拠の位置
十四　被牽引自動車（次のイ及びロに掲げるものを除く。）にあつては、その旨	六～十四の二　（略）
イ　次条第二項の規定により自動車検査証に当該被牽引自動車と同じ車名及び型式を記録した牽引自動車によつて牽引されるもの	十五　被牽引自動車（次のイ及びロに掲げるものを除く。）にあつては、牽引自動車の車名及び型式
ロ　次条第三項の規定により自動車検査証に牽引することができるキャンピングトレーラ等（車両総重量二、〇〇〇キログラム未満の被牽引自動車であつて、セミトレーラに該当しないものをいう。同項及び第四十三条の二第十号の二において同じ。）の車両総重量（原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能並びに牽引自動車及び当該牽引自動車によつて牽引されるキャンピングトレーラ等の制動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引するこ	イ　次項の規定により自動車検査証に当該被牽引自動車と同じ車名及び型式を記載した牽引自動車によつて牽引されるもの
	ロ　第三項の規定により自動車検査証に牽引することができるキャンピングトレーラ等（車両総重量二、〇〇〇キログラム未満の被牽引自動車であつて、セミトレーラに該当しないものをいう。第三項及び第四十三条の二第十号の二において同じ。）の車両総重量（原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能並びに牽引自動車及び当該牽引自動車によつて牽引されるキャンピングトレーラ等の制動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引するこ